

暫定議題

第 32 回みなみまぐろ保存委員会年次会合に付属する拡大委員会

2025 年 10 月 6–9 日

インドネシア、バリ

青色でハイライトした議題項目にかかる議論は、会合開会前に文書通信により開始される。

1. 開会

1.1. 第 32 回委員会年次会合に付属する拡大委員会議長及び副議長の確認

1.2. 議題の採択

1.3. オープニング・ステートメント

オープニング・ステートメントは会合の公式記録の一部となる。会合開始前に電子的コピーを事務局まで提出されたい。

1.3.1. メンバー

1.3.2. オブザーバー

2. 事務局からの報告

事務局長が過去 1 年間の事務局の活動について報告する。会合参加者は当該報告を事前に読了しているものと想定し、この議題項目では主に当該報告に対するコメント及び質疑応答を行う。

2.1. 新メンバー加盟料にかかる検討

CCSBT 31 において、事務局長は新メンバーに対する一度限りの「加盟料」の導入にかかるコンセプトを紹介した。メンバーはこのコンセプトをさらに研究することを指示し、事務局長に対し、CCSBT 32 による検討に向けて（事務局のレビューの結果を踏まえた）提案を行うよう要請した。

3. 財政及び運営

事務局長が 2025 年改訂予算案及び 2026 年予算案（2027 年及び 2028 年の仮予算を含む）の概略を説明する。予算及びその他の運営上の課題にかかる詳細な検討は財政運営委員会に諮問され、勧告予算とともに拡大委員会（EC）に答申される予定である。

3.1. 財政運営委員会（FAC）からの報告

4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

各メンバーは、会合に先立ち、CCSBT 31 において採択された [遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書のテンプレート](#) を使用して、各々の SBT 漁業活動に関する報告書を提出することとされている。会合参加者はこれらの報告書を事前に読了しているものと想定し、会合時には報告書の説明は行わない。すなわち、この議題項目では、報告書に関する質問、コメント及びフォローアップの議論を行う。直前の遵守委員会会合において議論された課題については必ずしも議論する必要はない。

4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

この小議題項目は、メンバーによる特別なプロジェクトについて報告する機会を提供するものである。直前の遵守委員会会合において既に検討された問題については必ずしもここで議論する必要はない。

4.1.1 オーストラリアによる自動化されたステレオビデオトライアル

オーストラリアはステレオビデオプロジェクトに関する最終報告書を CCSBT に対して提出し、これは 2024 年 11 月 19 日に回章#2024/44 を通じてメンバーに回章された。EC 31 において、オーストラリアは以下に合意した。

- 調査実施主体がステレオビデオソフトウェアを商用に利用可能とできるかどうかに関する詳細を提供すること。
- 調査実施主体が他の管轄区域での移送に当該ステレオビデオソフトウェアを使用しているかどうか、又は調査実施主体が移送において完全に自動化されたステレオビデオソフトウェアを使用している他の管轄区域を認識しているかどうかに関する詳細を提供すること。

5. 拡大科学委員会からの報告

拡大科学委員会 (ESC) 議長が 2025 年 9 月の ESC 会合報告書について説明する。ESC は、科学調査計画 (SRP) 活動の結果のレビュー、漁業指標の定期的評価の実施、2024 年から 2026 年までの期間にかかる以前の TAC 勧告の確認、ケープタウン方式に基づく 2027 年からの 2029 年までの期間の TAC の勧告、及び SBT 資源状況に関する助言 (管理方式に関するメタルール及び例外的状況の評価を含む) に取り組む予定である。

5.1. 遺伝子標識放流プロジェクトに関する長期計画

2024 年の EC 31 は、2025 年及び 2026 年の遺伝子標識放流プログラムに対して 120 万豪ドルを措置すること、及びこの資金を本プログラムから得られるデータの品質を最大化する形で各年の予算に反映することを承認した。FAC による予算の見直し及び戦略にかかる検討に資するよう、EC は、費用対効果を最大化するとともに管理方式がサポートされるよう確保する形で遺伝子標識放流プロジェクトを実施するための長期計画を検討すべきである。

6. 遵守委員会からの報告

遵守委員会 (CC) 議長が EC の直前に開催された CC 会合の報告書について説明する。CC は、EC による検討のための勧告又は決議改正提案を行う可能性がある。

6.1. インドネシアによる 2 年間の試行的洋上転載プログラム

CC 20 は、インドネシアによる 2 年間の洋上転載トライアルを対象とする品質保証レビュー (QAR) の結果についてレビューする予定である。EC は、CC からの勧告について議論し、今後の対応を決定する必要がある。

7. 総漁獲可能量及びその配分

7.1. 2026 年の TAC 及び国別配分量の確認

CCSBT 30 において、EC は、管理方式により算出され ESC により勧告されたとおり、2024-2026 年の各年の全世界 TAC を 20,647 トンとすることに合意した。EC は、2026 年の TAC の変更を要するような例外的状況があるかどうかを確認する必要がある。

CCSBT 31 は、2025 年及び 2026 年の TAC 配分 (インドネシアに対する 130 トンの一時的な特別枠を含む) に合意した。EC は、インドネシアに対する一時的な特別枠は CC において実施されるインドネシアの遵守状況に関する年次評価が条件とされていること及び特別枠は停止又は削減され得ることに留意しつつ、2026 年の国別配

分量を確認する必要がある。

EC は、CCSBT 29 において、2024 年から 2026 年までの各年の TAC から調査死亡枠 (RMA) として 6 トンを引き続き控除することに合意した。本議題項目では、2026 年の調査活動に向けた RMA の配分の承認を求める。

7.2. 2027–2029 年の TAC 及びその配分

本年の EC では、2027–2029 年のクォータブロックの TAC に合意するとともに、その配分を決定することが予定されている。

7.2.1. TAC に関する初期的な検討

2027–2029 年の TAC は、TAC の計算からその実施まで 1 年間のタイムラグを設けることができるよう、2025 年に設定することが予定されている。管理方式の採択に関する決議に基づき、MP は全世界の総漁獲可能量を設定するための指針として利用されるものとされている。

本議題項目では、メンバーによる国別配分量に関する提案の検討に資するよう、勧告された TAC に関する情報を提供する。TAC 設定に関する正式な決定は議題項目 7.2.4 の下で行われる。

7.2.2. 調査死亡枠

EC は、2027–2029 年の各年の TAC から控除する RMA の数量（現行 TAC ブロックでは各年 6 トンに設定）について合意すべきである。

7.2.3. 国別配分量に関するメンバーからの提案にかかる検討

CCSBT 31 において、メンバーは、国別配分量について休会期間中にさらに連絡調整していくこと、またメンバーが CCSBT 32 までに十分な検討時間を得られるよう確保するべく 2025 年 8 月 1 日までに国別配分量に関する提案及び文書を事務局に提出することに合意した。

7.2.4. TAC 及び国別配分量の設定

提案された TAC 及び既存の国別配分量に関する取決めに対する変更の可能性にかかる検討の結果を踏まえ、メンバーは 2027–2029 年の TAC 及びその配分について合意することが求められる。メンバーが TAC に合意し、かつ既存の国別配分量に関する取決めに変更がない場合、TAC は全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議に従って配分されなければならない。

8. 戦略計画の目標に関する進捗状況

事務局は、CCSBT 30 において合意された CCSBT 戦略計画に対する進捗状況に着目した報告書を提出する予定である。当該報告書には、全ての関連する補助機関からのフィードバック及び評価結果が含まれる予定である。

8.1. キャパシティ・ビルディング作業計画に基づくニーズ評価及びイニシアチブの策定

EC は、CCSBT 31 において CCSBT キャパシティ・ビルディング作業計画に合意した。同作業計画に基づき、ESC 30 及び CC 20 はニーズ評価を実施した。事務局は、これらのニーズ評価の結果及びキャパシティ・ビルディング・イニシアチブの策定に向けた次のステップを総括した文書を提出する予定である。

9. 生態学的関連種 (ERS)

9.1. ERS に関するメンバーのパフォーマンス

本議題項目は、ERS にかかるメンバーのパフォーマンスに関する事務局からの報告に対する質問、コメント及びフォローアップの議論を行うための議題項目である。直前の遵守委員会において検討された課題については必ずしもここで検討する必要はない。

9.2. 2025 年 ERS 技術作業部会からの報告

2025 年の ERS 技術作業部会は、4 月 7-11 日にウェリントンにおいてハイブリッド会合として開催され、SBT 漁業による海鳥に対する空間明示的漁業リスク評価 (SEFRA) を実施した。EC は、SEFRA の結果について精査し、メンバーから ERSWG 16 に対してこれらの結果に基づく何らかの指示を行うかどうかを検討すべきである。

9.3. CCSBT ERS 及び混獲行動計画

2024 年の ERSWG 15 は、CCSBT 32 に対し、2025 年の ERS 技術会合で策定が予定されている非漁獲対象さめ種リストを含める形で生態学的関連種及び混獲に関する行動計画案を採択するよう勧告した。2025 年の ERS 技術部会は、本行動計画で網羅されるべき非漁獲対象さめ種のリストを勧告した。EC は、最終化された行動計画案を承認するよう求められている。

9.4. CCSBT ERS 決議のレビュー

事務局は、IOTC、WCPFC 及び ICCAT の年次会合における ERS に関する決定を考慮するべく [CCSBT の ERS 決議](#)¹ 別添 1 に含まれる ERS 措置一覧のアップデートを検討するための文書を提出する予定である。

CCSBT 31 での議論を踏まえ、ニュージーランドは、更新された SEFRA に基づき、CCSBT 漁業に関して特定された海鳥類の高リスク海域におけるモニタリング要件を改定する提案を提出することが想定されている。

10. 非メンバーとの関係

CCSBT 31 での要請を受けて、事務局はカナダ、中国、フィジー、フォリピン、セイシェル、タイ及び米国に対し、CC 20 及び CCSBT 32 にオブザーバーとして参加するよう招請した。メンバーは、SBT に関する重要な水揚げ港又は市場国となっている又はなりつつある国について、その通報を裏付ける背景情報とともに、事務局長に対して遅くとも会合の 6 週間前までにこれを通報することとされている。これらの通報は、本議題項目における事務局文書に含められる予定である。EC は、同年中に SBT を漁獲している国等が確認された場合には、休会期間中に意思決定プロセスを通じて、その他の非メンバー国に会合への参加を招請する決定を行うことができる。

11. 他の機関との活動

11.1. 他の RFMO との休会期間中の連絡状況に関する事務局からの報告

2024 年に合意されたとおり、事務局長は他のまぐろ類 RFMO との休会期間中の会合及び連絡状況について報告する予定である。

11.2. 海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定 (BBNJ)

2024 年の EC 31 は、将来の EC 会合の常設議題項目に BBNJ を含めることに合意した。さらに、オーストラリアは、CCSBT に対して BBNJ について毎年報告する

¹ CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議

ことを申し出た。

12. データ及び文書の機密性

12.1. 2025年の報告書及び文書の機密性

この議題項目は、CCSBT 31に関連する会合報告書及びこれらの会合のために作成された一切の文書について、これらを非公表とすべきかどうかについて検討するものである²。

13. 2026年の会合

2026年に開催する会合の日程について検討する必要がある。回章#2025/021において、2026年に開催予定の主な会合にかかる暫定的な日程が以下のとおり合意された旨を伝達した。

- 拡大科学委員会 (ESC) : 2026年8月24-28日
- 遵守委員会 (CC) : 2026年10月1-3日
- 拡大委員会 (EC) : 2026年10月5-8日

ECは、これらの暫定的な日程について確認する必要がある。

さらに、ECは以下を行う必要がある。

- ERSWG 16 会合の日程及び開催地を決定すること、
- 遵守委員会会合の直前（すなわち2026年9月30日）に非公式遵守専門作業部会 (TCWG) を開催するかどうかを決定すること。

さらにECは、第16回オペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合の開催時期を確認する必要がある。

14. 第33回 CCSBT 年次会合に付随する拡大委員会の議長及び副議長の選出

CCSBT 24は、選出された議長及び副議長がさらに3年の期間において再選出されることを可能とする形で [CCSBT 手続規則](#) の規則4 (1) を改正した。このことにより、議長及び副議長は最大で4年間在職することが可能となった。全メンバーは、拡大委員会の議長及び副議長となる者の指名を検討するよう要請されている。選出された議長及び副議長は、CCSBT 32の直後から職務を開始する。議長及び副議長が選出されなかった場合は、CCSBT 33に関しては主催国が議長を指名する従来の方式を継続することとなる。

15. その他の事項

16. 閉会

16.1. 報告書の採択

16.2. 閉会

² 拡大委員会が報告書の公表を制限することに合意しない限り、CCSBT 32に関連する会合の報告書はCCSBT 32後に公表される。同様に、そのような会合に提出された文書が既に制限されている情報を含んでいないか、又はかかる文書の著者（若しくは、著者がメンバーの代表である場合には、メンバー）が公表について制限することを要求しない限り、当該文書はCCSBT 32後に公表される。